

## 第3章

---

---

### 計画の基本的考え方

---

---

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

国の自殺総合対策の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」、そして第6次半田市総合計画の基本理念である「健康で明るく豊かなまち」や半田市地域福祉計画の基本理念である「誰もが自分らしく生きられるまち」を踏まえ、半田市の自殺対策は、「いのちを支え希望が未来につながるまちの実現を目指して」を基本理念とし、自殺対策を推進します。

また、各施策の実施にあたっては、市民・地域・企業・民間団体・学校・行政・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携及び協働して、地域全体で自殺対策に取り組みます。

#### 基本理念

いのちを支え 希望が未来に つながるまちの実現を目指して

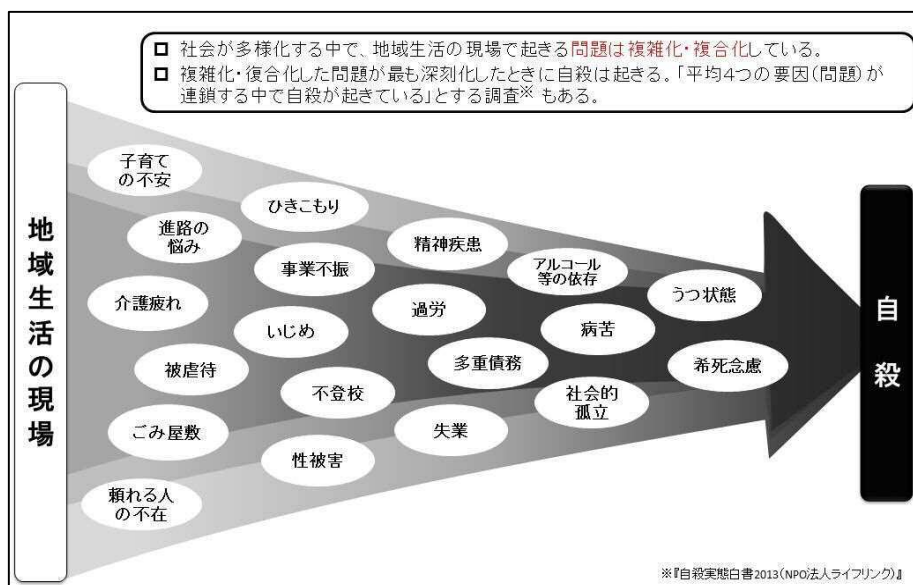
### 2 基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。本計画においてもこの基本認識を念頭に置いて、自殺対策を推進していきます。

#### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺の背景には、健康問題だけでなく、生活困窮、育児や介護疲れ、過労、いじめや孤立などいくつもの社会的要因があります(図1)。また、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、正常な判断を行うことができない、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥っており、自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死と言えます。

(図1) <自殺の危機要因イメージ図>



(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

我が国の年間自殺者数は、平成22年以降、7年連続して減少しているものの、20歳代や30歳代における死因の第1位は自殺であり、自殺死亡率も主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。

(3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクル\*を通じて推進する

自殺対策を社会づくり、地域づくりとして、PDCAサイクルを通じた自殺対策を地域全体で推進することが重要です。

### 3 基本方針

国が自殺総合対策大綱において示した「5つの基本方針」に沿って計画策定を行います。

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

#### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々のそれぞれが、自殺対策の一翼を担っている意識を共有することが重要です。

#### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺のリスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

#### (4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりえる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきけるよう、広報活動や教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

#### (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「いのちを支え希望が未来につながるまち」を実現するためには、国・県・関係団体・民間団体・企業・住民等が連携、協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携、協働の仕組みを構築し、「自殺は社会全体の問題である」という認識を持ち、我が事として自殺対策に取り組んでいくことが重要です。

## 4 施策の体系

本市の自殺対策で推進する施策は、自殺総合対策大綱に基づいたものとし、自殺総合対策大綱において、当面の重点施策とされた12項目を踏まえたものとしします。

また、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が取り組むことが望ましいとされる「基本パッケージ」の5つの基本施策を踏まえ、本市として取り組むべき5つの基本施策を示します。

さらに、自殺総合対策推進センターが作成した本市の地域自殺実態プロフィール(2017)を踏まえ、本市において優先的な課題となり得る施策として示された「重点パッケージ」等から勘案し、「高齢期」と「生活困窮」に関する2つの施策を本市の重点施策とします。

※「地域自殺実態プロフィール」及び「地域自殺対策政策パッケージ」については、  
本計画 第2章-(9)に記載。

[計画・施策の体系]

〔基本理念〕

〔基本認識〕

〔基本方針〕

〔施策体系と主な施策〕

